

新	旧
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 (略) <u>平成 22 年 9 月 17 日 一部改正</u></p> <p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I (略)</p> <p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち 2 年未満案件若しくは 2 年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>① 船前危険 略</p> <p>② 船後危険 基本保険料率 (%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 (略)</p> <p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I (略)</p> <p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち 2 年未満案件若しくは 2 年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>① 船前危険 略</p> <p>② 船後危険 基本保険料率 (%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>

		a	b	調整 係数
政府開発援助契約等				
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であつて、代金等の支払人又はI L Cの発行し銀行若しくは銀行の格付	G S格、G A格、G E格、E E格、S A格又はP U格（信用事由をてん補しない場合）	0.000493	0.000	0.2
	E A格	0.000874	0.016	0.3
	E M格又はE F格（契約金額が50億円未満の場合）	<u>0.002364</u>	<u>0.046</u>	0.45
	船積後期間が180日以内の場合			
	船積後期間が180日を超える場合	<u>0.007884</u>	<u>▲0.948</u>	<u>0.45</u>

(注) 格付は、保険契約締結日における格付とする。

ii)～iv) (略)

3～7 (略)

8 上記1から5まで及び7に規定する各係数表における国カテゴリー

(1) ～ (3) (略)

(4) 上記(2)の規定にかかわらず、次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済がL Cスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等（決済方法のいかなを問わない。）又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の2年未満案件の船後危険の保険料率の計算に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。

イ 次の①から⑪までに掲げる借款等に係る輸出契約等、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等は、国カテゴリーAとする。

ロ 次の⑫及び⑬に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテ

		a	b	調整 係数
政府開発援助契約等				
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であつて、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S格、G A格、G E格、E E格、S A格又はP U格（信用事由をてん補しない場合）	0.000493	0.000	0.2
	E A格	0.000874	0.016	0.3
	E M格又はE F格（契約金額が50億円未満の場合）	0.005672	0.111	0.45

(注) 格付は、保険契約締結日における格付とする。

ii)～iv) (略)

3～7 (略)

8 上記1から5まで及び7に規定する各係数表における国カテゴリー

(1) ～ (3) (略)

(4) 上記(2)の規定にかかわらず、次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済がL Cスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の2年未満案件の船後危険の保険料率の計算に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。

イ 次の①から⑫までに掲げる借款等に係る輸出契約等又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等は、国カテゴリーAとする。

ロ 次の⑬及び⑭に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリー

<p>ゴリーBとする。</p> <p>ハ 次の<u>⑭</u>及び<u>⑮</u>に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーCとする。</p> <p><u>①</u> 国際協力銀行に係る貸付契約 <u>②</u> 国際復興開発銀行（IBRD）借款 <u>③</u> 国際金融公社（IFC）借款 <u>④</u> 国際開発協会（IDA）借款 <u>⑤</u> アジア開発銀行（ADB）借款 <u>⑥</u> 米州開発銀行（IDB）借款 <u>⑦</u> 欧州開発基金（EDF）借款 <u>⑧</u> 欧州復興開発銀行（EBRD）借款 <u>⑨</u> 欧州投資銀行（EIB）借款 <u>⑩</u> 国際農業開発基金（IFAD）借款 <u>⑪</u> アフリカ開発銀行（AfDB）借款 <u>⑫</u> アフリカ開発基金（AfDF）借款 <u>⑬</u> カリブ開発銀行（CDB）借款 <u>⑭</u> アンデス開発公社（CAF）借款 <u>⑮</u> 中米経済統合銀行（CABEI）借款</p> <p>(5)～(8) (略) [2]～[8] (略)</p> <p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 基本保険料率は、次のとおりとする。 (1)～(2) (略) <u>(3)株式約款第2条第1項第6号に掲げるてん補事由に係る保険契約にあつては、保険年度ごとに0.2%とする。</u></p> <p>2 割増・割引料率は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)株式約款第34条第2項の規程に基づく請求を行う場合であつて統合先証券（海外投資保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00038）</u></p>	<p>一Bとする。</p> <p>ハ 次の<u>⑮</u>及び<u>⑯</u>に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーCとする。</p> <p><u>① 日本政府が行う円借款等政府開発援助</u> <u>②</u> 国際協力銀行に係る貸付契約 <u>③</u> 国際復興開発銀行（IBRD）借款 <u>④</u> 国際金融公社（IFC）借款 <u>⑤</u> 国際開発協会（IDA）借款 <u>⑥</u> アジア開発銀行（ADB）借款 <u>⑦</u> 米州開発銀行（IDB）借款 <u>⑧</u> 欧州開発基金（EDF）借款 <u>⑨</u> 欧州復興開発銀行（EBRD）借款 <u>⑩</u> 欧州投資銀行（EIB）借款 <u>⑪</u> 国際農業開発基金（IFAD）借款 <u>⑫</u> アフリカ開発銀行（AfDB）借款 <u>⑬</u> アフリカ開発基金（AfDF）借款 <u>⑭</u> カリブ開発銀行（CDB）借款 <u>⑮</u> アンデス開発公社（CAF）借款 <u>⑯</u> 中米経済統合銀行（CABEI）借款</p> <p>(5)～(8) (略) [2]～[8] (略)</p> <p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 基本保険料率は、次のとおりとする。 (1)～(2) (略)</p> <p>2 割増・割引料率は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)株式約款第34条第2項の規程に基づく請求を行う場合であつて統合先証券（海外投資保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00038）</u></p>
---	---

第20条第1項に規定するものをいう。)の保険年度の開始月と被統合証券(海外投資保険運用規程第20条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の保険年度の開始月が異なるときの、被統合証券の保険金額に係る証券統合後の保険料率は、次のとおりとする。

①～② (略)

3 国カテゴリーは、次のとおりとする。

- (1) 被保険投資の相手方の存在する国の国カテゴリーとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、被保険投資の相手方の存在する国と重要資産等の存在する国が異なるときには、これらのうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーとする。
- (3) 上記(1)、(2)にかかわらず、株式約款第2条第2項の特約を付した場合であって、被保険投資の相手方の存在する国と当該特約に係る被保険投資の相手方が株式等の取得を行っている法人の存在する国(以下「再投資先国」という。)が異なるときには、次のとおりとする。

① 再投資先国について当該特約内容をてん補しない部分にあつては被保険投資の相手方の存在する国の国カテゴリー

② 再投資先国について当該特約内容をてん補する部分にあつては、被保険投資の相手方の存在する国と再投資先国のうちいずれか保険料率の高い国(再投資先国が複数存在する場合にあつては、被保険投資の存在する国と当該特約内容をてん補する再投資先国のうちそれぞれいずれか保険料率の高い国)の国カテゴリー

[10] (略)

III その他

[1]～[9] 略

(中略)

附 則

この改正は、平成22年10月1日から実施するものとする。

第19条第1項に規定するものをいう。)の保険年度の開始月と被統合証券(海外投資保険運用規程第19条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の保険年度の開始月が異なるときの、被統合証券の保険金額に係る証券統合後の保険料率は、次のとおりとする。

①～② (略)

3 国カテゴリーは、次のとおりとする。

- (1) 被保険投資の相手方の存在する国の国カテゴリーとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、被保険投資の相手方の存在する国と重要資産等の存在する国が異なるときには、これらのうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーとする。
- (3) 上記(1)、(2)にかかわらず、株式約款第2条第2項の特約を付した場合であって、被保険投資の相手方の存在する国と当該特約に係る被保険投資の相手方が株式等の取得を行っている法人の存在する国が異なるときには、これらのうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーとする。

[10] (略)

III その他

[1]～[9] (略)

(中略)

別表第1

企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数cは、次の1及び2に規定する係数を乗じて得た数値とする。

1 信用事由に係る保険金支払限度額に関する割増係数は、ILCにより決済される輸出契約等若しくは政府開発援助契約等又は代金等の支払人が開始日等においてGS格、GA格、GE格、SA格、EE格、EA格若しくはPU格の輸出契約等にあつては、1.00とし、代金等の支払人が開始日等においてEM格又はEF格の輸出契約等にあつては、次のとおりとする。

(1) 企業総合保険特約書第5条第2号に規定する信用事由に係る保険金支払限度額（以下「支払限度額」という。）を開始日等においてEM格又はEF格の者について設定する場合（貿易一般保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00034）第60条第2項ただし書きに定める支払限度額の変更又は同条第3項に定める支払限度額の増額及び同条第4項に定める支払限度額の減額を含む。）であつて、設定する当該支払限度額が貿易一般保険運用規程第59条第2項に規定する暫定限度額に1.2を乗じて得た額を超える場合は、次の式により算定した係数とする。ただし、1.90を上限とする。

$$(\text{支払限度額} \div \text{暫定限度額} - 1) \times 0.1 + 1$$

注：（ ）内の数値は、小数点以下第2位を切り上げ第1位までを有効とする。

(2) 貿易一般保険運用規程第59条第4項1号又は第2号に該当する場合に支払限度額を設定するときには1.90。ただし、企業総合特約書第2条第1項の規定により、新たに登録される輸出契約等の相手方（企業総合特約書第2条第2項の規定により登録を削除して2年を経過していないものを除く。）を除く。

(3) 上記(1)及び(2)以外の場合は1.00

(以下、略)

別表第1

企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数cは、次の1及び2に規定する係数を乗じて得た数値とする。

1 信用事由に係る保険金支払限度額に関する割増係数は、ILCにより決済される輸出契約等若しくは政府開発援助契約等又は代金等の支払人が開始日等においてGS格、GA格、GE格、SA格、EE格、EA格若しくはPU格の輸出契約等にあつては、1.00とし、代金等の支払人が開始日等においてEM格又はEF格の輸出契約等にあつては、次のとおりとする。

(1) 企業総合保険特約書第5条第2号に規定する信用事由に係る保険金支払限度額（以下「支払限度額」という。）を開始日等においてEM格又はEF格の者について設定する場合（貿易一般保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00034）第57条第2項ただし書きに定める支払限度額の変更又は同条第3項に定める支払限度額の増額を含む。）であつて、設定する当該支払限度額が貿易一般保険運用規程第56条第2項に規定する暫定限度額に1.2を乗じて得た額を超える場合は、次の式により算定した係数とする。ただし、1.90を上限とする。

$$(\text{支払限度額} \div \text{暫定限度額} - 1) \times 0.1 + 1$$

注：（ ）内の数値は、小数点以下第2位を切り上げ第1位までを有効とする。

(2) 貿易一般保険運用規程第56条第4項1号又は第2号に該当する場合に支払限度額を設定するときには1.90。ただし、企業総合特約書第2条第1項の規定により、新たに登録される輸出契約等の相手方（企業総合特約書第2条第2項の規定により登録を削除して2年を経過していないものを除く。）を除く。

(3) 上記(1)及び(2)以外の場合は1.00

(以下、略)